

令和4年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年9月7日（第1日目）

場 所 白石町役場議場

開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博
2番	岸川信義
3番	友田香将雄
4番	重富邦夫
5番	中村秀子
6番	定松弘介
7番	前田弘次郎
8番	溝口誠

9番	大串武次
11番	草場祥則
12番	井崎好信
13番	内野さよ子
14番	西山清則
15番	溝上良夫
16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

10番 吉岡英允

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税 務 課 長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建 設 課 長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
代表監査委員	稲富健朗		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番 溝口 誠 9番 大串 武次

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第9号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

日程第5 報告第10号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第6 議案第34号 白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第7 議案第35号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について

日程第8 議案第36号 白石町税条例等の一部を改正する条例について

日程第9 議案第37号 財産の無償譲渡について

日程第10 議案第38号 令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第39号 令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第40号 令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和4年第6回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。今定例会も新型コロナウイルス感染防止対策に努めるとともに、省エネルギー対策推進のため、エコスタイルの実施を申し合わせていますので、皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をお取りください。

吉岡英允議員から、会議規則第2条第1項の規定により、9月7日から15日まで欠席届が出ておりますので報告いたします。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があつています。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月26日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり9月7日から15日までの9日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月15日までの9日間にすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。決算の認定について4件、条例の改正について3件、財産について1件、補正予算3件、以上11件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第6回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案理由の説明を申し上げます前に、一昨日から昨日にかけて接近いたしました台風11号に関して報告をさせていただきます。

本町の建物や農業関係等の被害状況の詳細につきましては現在調査中でございますが、制水門管理者や排水機場操作員をはじめとする町民皆様の御協力による適切な水位管理により、大きな被害報告はあつてございません。しかしながら、残念なことに台風接近に関連して1名の方が命を落とされるという事態が発生いたしております。亡くなられた方には心よりお悔やみを申し上げます。

避難者の状況でございますが、一昨日の9月5日17時から町内3箇所に自主避難所

を設置したところですが、6日9時40分の閉鎖に至るまで、3箇所合計で110世帯、165名が避難をされました。町といたしましては、災害復旧についてはもちろんのこと、今後も災害減災対策に対しましても全力で取り組んでまいります。

では、本日提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第30号から議案第33号までの4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計の令和3年度決算の認定に関する議案でございます。この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が3件ございます。

議案第34号「白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第35号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院規則の一部改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第36号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

続きまして、財産に関する案件が1件ございます。

議案第37号「財産の無償譲渡について」は、現在、公設民営方式で実施しているケーブルテレビ事業に関し、町民へのケーブルテレビ事業の安定的なサービス提供の継続を目的として、町が所有しているケーブルテレビ設備を事業者へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第38号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億6,983万2,000円を追加し、補正後の予算総額を156億4,541万7,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第39号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第40号「令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○谷川友子会計管理者

令和3年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定によ

り歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書といたします。

まず、令和3年度白石町一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

歳入のうち主な項目について説明いたします。

1 款町税の収入済額は22億4,056万3円で、前年度より4,145万4,710円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額は116万8,110円で、収入未済額は5,303万8,500円となっております。

6 款法人事業税交付金は令和2年度から交付されたもので、収入済額1,647万7,000円で、前年度より1,220万3,000円の大幅な増額となっております。

2 ページをお願いします。

10 款地方特例交付金は、収入済額3,149万4,000円で、前年度より1,306万3,000円の増額となっております。

11 款地方交付税は、収入済額52億9,365万5,000円で、前年度より4億7,988万円の増額となっております。また、歳入全体の31.5%を占めております。

13 款分担金及び負担金は、収入済額8,116万3,592円であります。収入未済は、私立保育園等の保育料等となっております。

14 款使用料及び手数料は、収入済額1億1,814万8,954円あります。収入未済は、町立保育園分の保育料となっております。

15 款国庫支出金は、収入済額21億1,996万651円で、昨年度より21億2,908万44円の大幅な減で、ほぼ半減となっております。

3 ページをお願いします。

16 款県支出金は、収入済額15億4,064万1,302円で、昨年度より3億2,880万1,797円の減額となっております。

21 款諸収入は、収入済額4億2,388万1,353円となっております。なお収入未済額9,910万308円のうち、学校給食費が423万4,308円で、特定空家等代執行費用納付金が567万6,000円あります。

4 ページをお願いします。

22 款町債は、収入済額18億6,665万円で、前年度より4億2,640万円の増額となっております。

歳入合計で、収入済額168億83万9,272円の決算となっております。

続きまして、一般会計歳出の主な項目について説明いたします。

5 ページをお願いします。

2 款総務費は、支出済額36億49万6,373円で、令和3年度は特別定額給付金の支出がなかったこと等により、前年度より13億4,981万5,009円の大幅な減額となっております。

4 款衛生費は、支出済額25億6,778万669円で、主に新型コロナウイルスワクチン接種関連事業費及びし尿処理費の増額で、6億4,277万900円の増額となっております。

6 ページをお願いします。

6 款農林水産業費は、支出済額15億591万3,842円で、前年度より4億3,811万

2,826円の減額となっております。主に漁港整備事業の完了によるものです。

7 款商工費は、支出済額 2 億3,727万566円で、観光費の歌垣関連施設災害復旧工事の完了により、前年度より5,643万8,412円の減額となっております。

8 款土木費は、支出済額 6 億355万2,457円で、道路橋りょう費の工事請負費の減により、前年度より5,805万8,827円の減額となっております。

7 ページをお願いします。

11 款災害復旧費は、支出済額742万4,300円で、前年度より8,498万7,807円の減額となっております。豪雨災害復旧工事が完了によるものです。

歳出合計は、支出済額161億4,004万3,605円となっております。歳入歳出差し引き額は 6 億6,079万5,667円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、160ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 6 億6,079万5,667円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額 3,521万3,990円、繰越明許費繰越額が6,144万1,000円となり、これを差し引いた実質収支額は、5 億6,414万677円の決算額となっております。

続きまして、令和 3 年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、収入済額 8 億2,390万2,498円で、歳入全体の22.2%となっております。前年度より5,702万7,757円の増額となっており、不納欠損額が112万9,399円、収入未済額が7,720万2,214円の決算となっております。

5 款県支出金は、収入済額25億7,750万3,000円で、歳入全体の69.4%を占めております。

2 ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額37億1,528万4,441円となっており、前年度より 2 億2,883万7,340円の増額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

3 ページをお願いします。

2 款保険給付費は、支出済額24億2,359万1,913円で、歳出全体の70.1%を占めておりまして、昨年度より 1 億3,964万4,320円の増額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 9 億4,354万3,955円で歳出全体の27.3%を占めておりまして、昨年度より5,355万7,668円の減額となっております。

4 ページをお願いします。

国保会計歳出合計は、支出済額34億5,793万3,327円となっております。

歳入歳出差し引き額は、2 億5,735万1,114円となりまして、同額を翌年度へ繰り越しております。

次に21ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 2 億5,735万1,114円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、令和３年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

１ページをお願いいたします。

１款後期高齢者医療保険料は、収入済額２億３,４６２万６,２００円で、歳入全体の６５.８％を占めております。また、収入未済額は、１０万１,２００円となっております。

６款諸収入は、収入済額９０５万２,２９３円で、前年度より８３４万１３６円の増額となっております。これは令和３年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の開始により委託料の増によるものです。

歳入合計として、収入済額３億５,６６０万１,００２円の決算額となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

２ページをお願いします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額３億４,４８８万６,４９８円で歳出全体の９７.１％を占めております。

３款保健事業費は、支出済額９１１万５,９１８円で、前年度より８４５万６,２６２円の増額となっております。令和３年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の開始によるものです。

歳出合計が、支出済額３億５,５０２万６,４１５円で、歳入歳出差し引き額は１５７万４,５８７円の決算となり、同額を翌年度に繰越をいたしております。

次に、１０ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が１５７万４,５８７円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書等のお目通しをお願いいたします。

最後に、財産に関する調書でございます。

１ページに土地及び建物、２ページに山林・動産・物件・無体財産権・有価証券・物品、３ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を記載いたしております。

以上で、各会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第３１号「令和３年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

決算説明報告書の１０４ページをお開きください。

グラフの下を表を御覧ください。

令和３年度白石町国民健康保険特別会計は歳入総額３７億１,５２８万４,４４１円、歳出総額３４億５,７９３万３,３２７円で２億５,７３５万１,１１４円の黒字決算となっております。

次にその下の表を御覧ください。

歳入・歳出の主なものについて御説明いたします。

まず歳入ですが、国民健康保険税は前年対比１０７.４％の８億２,３９０万２,４９８円となっております。

次に国県支出金です。

平成30年度より、国民健康保険事業に県が参画し、佐賀県全体による広域化がなされ、県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金等として交付されており、25億7,785万7,000円になっております。

前年比105.6%と増加した原因は、保険給付費に応じて交付される普通交付金が前年度よりも1億4,000円ほどの増となっております。

次に他会計繰入金です。

保険基盤安定繰入金、事務費等繰入金などで1億6,220万1,986円になっております。

次に歳出ですが、保険給付費が前年対比106.1%の24億2,359万1,913円になっております。

保険給付費の状況について説明させていただきます。

右上2番目の保険給付費の状況の表を御覧ください。一般、退職を合わせた合計欄の中ほどにあります療養給付費、療養費、高額療養費の小計欄を見ていただきますと、支出額が令和2年度の22億6,773万3,892円に対し、令和3年度は24億856万2,210円と1億4,082万8,318円の増で、対前年比106.2%となりました。

令和2年度は受診控え等により保険給付費の減少が見られたものの、令和3年度は受診の再開や未受診による症状の悪化等が影響しているものと思われます。

年間平均被保険者数については、下の方に記載しているとおり、令和3年度は6,027人で、令和2年度より79人減少しております。

一人当たりの給付費用額で見ますと、令和3年度は39万9,629円で、令和2年度に対し2万8,235円、107.6%の増となっています。

保健事業費は、特定健診、人間ドック、脳ドックが主な事業で、2,272万2,644円になっており、事業の取組により、発症の早期発見、重篤症状の早期治療に結び付けることで、今後増加傾向にある医療費の抑制に努めてまいります。

以上説明を終わります。

それでは、議案第32号「令和3年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

令和3年度白石町後期高齢者医療特別会計は歳入総額3億5,660万1,002円、歳出総額3億5,502万6,415円となっております。

歳入・歳出の主なものについて御説明いたします。

まず歳入ですが、後期高齢者医療保険料は前年対比105%の2億3,462万6,200円になっております。

収入未済額の10万1,200円ではありますが、3名の方が対象で、6月末をもって完納されています。

次に他会計繰入金です。

保険基盤安定繰入金、事務費等繰入金で1億1,200万9,498円になっております。

次に歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金が前年対比101.8%の3億4,488万6,498円になっております。

次に保健事業費では、911万5,918円で、広域連合から、令和3年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として受託し、実施しております。

以上簡単ではございますが説明を終わります。

○土井 一生活環境課長

令和３年度白石町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により概要を説明いたします。

決算書の１、２ページをお願いします。

令和３年度白石町下水道事業決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書にあたり、消費税込みの金額で表示しております。

(1)収益的収入及び支出は、下水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにし、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含めたものです。

上段の収入の第１項営業収益は、下水道使用料や手数料などの収益１億１,２０３万６,３２１円となっております。

第２項営業外収益は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益で５億３,１５２万１４３円となり、下水道事業収益の総額は、６億４,３５５万６,４６４円となっております。

下段の支出の第１項営業費用は、管渠費、処理場費、人件費、減価償却費などの費用で５億４,３１２万３,９８６円となっております。

第２項営業外費用は、支払利息で６,９８２万７,１６１円となっております。また、第３項の特別損失は、過年度損益修正損で９,８３４円となり、下水道事業費用総額では、６億１,２９６万９８１円となっております。

次に３、４ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計負担金などの収入で、総額６億５,４１４万２,５３４円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、８億５,６４５万６８２円を執行しており、また、地方公営企業法第26条の規定による１,７２６万円の繰越を行っております。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、２億２３０万８,１４８円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２,８１５万８,２２４円及び引継金１億７,４１４万９,９２４円で補填いたしております。

続きまして５ページをお願いします。

下水道事業決算損益計算書は、１年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きで表示しております。

Ⅰ営業収益は、１億２０３万２,１５０円、Ⅱ営業費用は、５億３,２７１万８,６８５円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は４億３,０６８万６,５３５円となっております。

Ⅲ営業外収益は、５億３,２０１万４,１２０円で、Ⅳ営業外費用は、７,０７２万３,１６２円となっております。営業外収益から営業外費用を差し引き４億６,１２９万９５８円となり、営業損失４億３,０６８万６,５３５円を差し引いた経常利益は、３,０６０万４,４２３円となっております。また、経常利益３,０６０万４,４２３円から特別損失８,９４０円を差し引いた当年度純利益は、３,０５９万５,４８３円となりました。

６、７ページをお願いします。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の前年度末残高 5 億3,038万8,212円に、一般会計からの出資金 1 億5,582万6,000円を受け入れ、当年度末残高は、6 億8,621万4,212円となりました。資本剰余金については、前年度末残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、前年度末残高4,230万1,662円に当年度純利益3,059万5,483円を加え利益剰余金当年度末残高が7,289万7,145円となりまして、資本合計当年度末残高は、7 億6,814万1,982円となりました。

続きまして、6 ページ中段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

8 ページから10ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和 3 年度末の令和 4 年 3 月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

8 ページの資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、122億7,829万6,428円です。また、9 ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、115億1,015万4,446円です。10ページ資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、資本合計が、7 億6,814万1,982円となりまして、負債資本合計が、122億7,829万6,428円であり、資産合計と同額となります。

11ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、12ページからは、下水道事業報告書となっております。

12ページは、下水道事業の概況、13ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

14、15ページは、令和 3 年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

16ページは、令和 2 年度と令和 3 年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和 3 年度末の処理区域内人口は、9,210人、水洗化人口は6,617人、年間汚水処理水量60万119m³に対し、年間有収水量は、52万9,559m³となり、有収率は 88.2%となっております。

17ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。

18ページは、重要契約の要旨について記載しております。

19ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和 3 年度中に償還いたしました元金は、3 億5,813万4,148円で、これにより令和 3 年度末企業債残高は、60億5,470万648円となっております。なお、一時借入金はございません。

20ページは、他会計負担金等の使途特定について記載しています。

21、22ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

23ページから26ページには、下水道事業収益費用明細書を記載しております。

27、28ページには固定資産明細書を記載しております。

最後に、29ページから32ページは、企業債明細書を記載しております。

以上で、令和 3 年度白石町下水道事業会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○千布一夫総務課長

議案第34号「白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございます。

議案書6枚目の新旧対照表1／7ページをお開きください。

第2条第3号につきましては、非常勤職員が子の出生後、57日（8週間）以内の育児休業を取得するためには、これまでは育児休業の承認請求時点で、「子が1歳6箇月に達する日まで雇用関係が終了することが明らかでないことが必要」と規定しておりましたが、改正後は、「子の出生後57日目から6箇月を経過する日まで雇用関係が終了することが明らかでないことが必要」とするものでございます。つまり、雇用関係の判断基準日が、改正前は、子の1歳半時点で判断していたものが、改正後は、子の8箇月時点で判断することができるように取得要件の緩和をするものでございます。

次に、新旧対照表2／7ページをお開きください。

下段の第2条の3第3号につきましては、非常勤職員の1歳から1歳6箇月の子に係る育児休業について、これまで「育児休業開始日」を「1歳到達日の翌日」と規定しておりましたが、これを「配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日から取得可能」とし、本人と配偶者との育児休業に切れ目がなければ、1歳に限らず夫婦交代で取得できることとしたものでございます。また、これまでは「1歳以降の育児休業の再取得ができない」規定でありましたが、改正後は、「特別の事情がある場合に再取得ができる」こととしたものでございます。

次に新旧対照表4／7ページをお開きください。

下段の第2条の4につきましても、子が1歳6箇月以上2歳未満の期間における「育児休業開始日」について、これまで「1歳6箇月到達日の翌日から取得できる」と規定しておりましたが、先ほどの第2条の3第3号の改正と同様に、「配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日から取得可能」とし、本人と配偶者との育児休業に切れ目がなければ、1歳6箇月に限らず、夫婦交代で取得できることとしたものでございます。

また、本条におきましても、育児休業の再取得について、「特別の事情がある場合に再取得ができる」こととしております。

次に、新旧対照表5／7ページをお開きください。

一番下の第3条でございますが、次のページをお開きください。上段に記載しております第5号でございますが、改正前は、育児休業を2回取得する際は、あらかじめ育児休業等計画書にて申し出なければならない旨を規定しておりましたが、育児休業法の改正によりまして、原則として2回まで取得可能となりましたので、本号を削除するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和4年10月1日より施行することとしております。

なお、これらの改正内容につきましては、国の改正内容に準じた内容としております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第35号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「人事院規則」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表をお開きください。

第22条の2（配偶者出産時育児休暇）ですが、職員の配偶者が出産する場合、職員は5日以内で配偶者出産時育児休暇を取得することができます。この取得の期間について、現在、「出産予定日の8週間前の日から出産の日以後8週間を経過する日まで」と規定しておりますが、今回の改正により「出産予定日の8週間前の日から出産の日以後1年を経過する日まで」とすることにより、取得期間を拡大するものでございます。

施行期日でございますが、令和4年10月1日より施行することとしております。

なお、今回の改正内容につきましては、国の改正内容に準じた内容としております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大串恭隆税務課長

議案第36号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例等の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は、「上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し」「住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し」であります。

それでは、議案書を6ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は12ページにわたっております。

12の1ページ、第18条の4第1項は、DV被害者の登記上の住所に関する支援措置で、住所に代わる事項を記載する改正に伴い規定を整備します。

施行期日は、令和6年4月1日です。

同じく12の1ページ、第33条第4項及び12の2ページ第6項並びに第34条の9第1項及び12の3ページ第2項は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式が見直され、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる改正に伴い整備します。

施行期日は、令和6年1月1日です。

12の3ページ、第36条の2第1項及び12の4ページ第2項は、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備で、公的年金等控除額の算出においては退職所得を含まない合計所得金額を用いることとする改正です。

施行期日は、令和6年1月1日です。

12の4ページ、第36条の3の2第1項及び12の5ページ第36条の3の3第1項は、合計所得金額に係る規定の整備で、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項を追加し整備します。

施行期日は、令和5年1月1日です。

12の6ページ、第73条の2第1項及び第73条の3第1項は、DV被害者の登記上の住所に関する支援措置の改正に伴い規定を整備します。

施行期日は、令和6年4月1日です。

12の7ページ、附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴い、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置で、控除限度率は縮小され適用期限が令和7年末まで4年間延長されます。

施行期日は、令和5年1月1日です。

同じく12の7ページ、附則第16条の3第2項、12の8ページ附則第20条の2第4項、12の9ページ附則第20条の3第4項及び12の10ページ第6項は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式見直しに伴う整備です。

施行期日は、令和6年1月1日です。

12の10ページ、附則第24条及び12の11ページ附則第25条は、住宅借入金等特別税額控除の見直し・延長に伴う規定の整備です。

施行期日は、令和5年1月1日です。

いずれも、令和4年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例等の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○千布一夫総務課長

議案第37号「財産の無償譲渡について」御説明いたします。

まず、譲渡財産でございますが、平成21年度の白石町情報基盤整備工事により、須古地区を除く白石地域と福富地域に整備いたしました公設ケーブルテレビの関連設備一式でございます。

次に、譲渡の相手方でございますが、佐賀県武雄市の株式会社ケーブルワンでございます。

次に、譲渡年月日は、令和5年4月1日でございます。

最後に、提案理由でございますが、本町では、平成22年度に地上デジタル放送の難視聴の解消、地域間の情報格差の是正、地域活性化を目的としてケーブルテレビ施設に係る整備を行いました。設置から10年以上が経過し、今後は多額の更新費用が見込まれるため、当初から賃貸借契約を締結している通信事業者は無償で譲渡することにより、本町の財政負担を軽減し、利用者へ継続的かつ安定的な情報サービスの提供を行いたいと考えております。

以上のことから、公設ケーブルテレビの関連設備一式を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第38号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億6,983万2,000円を追加し、補正後の予算総額を156億4,541万7,000円とするものです。

次に、6ページをお願いします。

第2表繰越明許費ですが、新学校給食センター学校給食運搬車購入費について、年度内の完了が見込めないためお願いしております。

7ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、臨時財政対策債の額の確定に伴い借入限度額の減額をお願いしております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の11ページをお願いします。

1款町税、1項町民税では、現年課税分2,700万円の増額補正、同じ町税、2項固定資産税では、現年課税分1,830万円の増額補正をお願いしておりますが、いずれも、当初課税調定額が確定したことによるものであります。

13ページをお願いします。

16款県支出金、2項、1目総務費県補助金で、K I Z U K I・看板改修支援事業補助金315万円を計上しております。令和6年度開催予定の「S A G A 2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に向け、県内の老朽化した公共性を有する看板を改修又は撤去する費用について、県の事業として、補助上限額を40万円とし、その2分の1を補助するものです。なお、歳出におきまして、各課が所管しております各種看板の改修や撤去の費用について、合計で654万4,000円をお願いしております。

14ページをお願いします。

18款寄附金、1項、1目指定寄附金では、白石町建設業組合から学校指定寄附金としていただいた20万円を計上し、歳出で町内4小学校の書籍購入費に充当しております。また、2目で一般寄附金1,000万円を計上しております。富士建設株式会社から御寄付をいただき、歳出でふるさと基金元金積立金に充当し、今後、有効に活用させていただきたいと考えております。

15ページをお願いします。

19款繰入金、2項、1目で財政調整積立基金繰入金1億9,112万2,000円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰り戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

20款繰越金、1項、1目で前年度繰越金4億6,414万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

17ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等、共済費の人件費を補正しておりますが、これは4月1日付け人事異動等による補正をお願いするものです。

18ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、令和3年度決算における歳計剰余積立金として、当初予算計上の5,000万円に加えて、2億3,300万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

39ページをお願いします。

10款教育費、6項、1目保健体育総務費の備品購入費で、スポーツ用具購入費370万円を計上しております。公益財団法人日本パラスポーツ協会の委託事業である障害者スポーツ振興事業「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」が採択されたことにより、ボッチャ用具一式ほかを購入し、貸し出しや出前講座等によりパラスポーツの普及につなげるることとしております。なお、財源は、障害者スポーツ振興事業委託金を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「9月補正予算細事業一覧表」及び「白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、41ページ以降の給与費明細書、45ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○江島利高住民課長

それでは、住民課所管の議案について御説明いたします。

議案第39号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,034万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ36億4,734万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございますが、7月末での調定額が見込額を下回ったことによる減額が2,774万円、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免額を460万円と見込み、合わせて3,234万円を減額補正するものでございます。

次に、7ページ7款の県支出金でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財政負担分140万円、法改正に伴う国民健康保険システム改修費393万3,000円と見込み、合わせて533万3,000円を増額補正するものであります。

11款の繰越金でございますが、令和3年度の決算剰余金が2億5,735万1,114円となりましたが、当初予算で繰越金を1,000円計上しておりましたので、差し引き2億5,735万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。

1 款総務費でございますが、未就学児均等割保険料負担金が追加されましたので国保システムを改修するものであり、16万5,000円を追加補正するものであります。2 款保険給付費では、新型コロナウイルス感染症の影響で一定期間休職を余儀なくされた被保険者に、その休職期間の収入減少分による生活費用を補償する目的で傷病手当金を支給します。感染状況を参考に140万円見込んでおります。

5 款保健事業費ですが、特定健診の受診率を向上させるため、新規事業として取り組むものでありまして、令和4年4月から12月までに特定健診を受診された方を対象に抽選を行い、賞品を贈呈するものであります。詳細については事業内容説明書のとおりです。

7 款の諸支出金でございますが、平成30年度から国民健康保険の広域化が始まりましたが、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として、県が全額、市町へ交付することになっております。今回、令和3年度に概算交付を受けていた交付金の精算に伴いまして、返還金が生じたので、5,549万5,000円を増額補正するものでございます。また、一般会計対応の国民健康保険システム改修費として一般会計繰出金227万1,000円を増額補正しております。

次に11ページをお願いします。

8 款の予備費でございますが、歳入の保険税と繰越金から歳出の償還金を差し引いた残額1億7,051万2,000円を、保険給付費の不足分に備えるなど今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費へ増額補正をさせていただくものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号「令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億8,347万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

5 款の繰越金でございますが、令和3年度の決算剰余金157万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和3年度の出納整理期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付する分として、114万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、4 款の諸支出金でございますが、2 項の繰出金につきましては、令和3年度の決算剰余金の清算に伴う一般会計への繰出金として、42万9,000円を増額補正するものでございます。

9 ページをお願いします。

次に、5 款予備費でございますが、今回の補正に伴います端数調整によりまして1,000円の減額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○稲富健朗代表監査委員

皆さん、おはようございます。監査委員の稲富でございます。よろしくお願いいたします。

監査報告の前に、先ほど町長からもお話がありましたが、台風の被害はまだ調査中ということでございますが、被災された方もいらっしゃると思いますので、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念いたします。なお、残念ながら、亡くなられた方が1名いらっしゃいます。心よりお悔やみを申し上げます。

また、白石町では新型コロナウイルス感染者が多い状況が続いており、町長はじめ職員の皆様、そして議員の皆様には支援等に御尽力いただき、この場をお借りして感謝を申し上げます。

それでは、令和3年度の監査報告をいたします。

30ページをお開きください。

読み上げる形で御報告に代えさせていただきます。

令和3年度の決算審査は、7月19日から8月3日まで実施いたしました。

決算書関係諸帳簿、証拠書類を審査いたしました結果、決算計数は正確に処理されていることを確認しております。

審査の結果につきましては意見書に記載しておりますので、ここでは決算審査を実施しての講評を述べさせていただきます。

まず、不納欠損処分と滞納処分についてでございます。

令和3年度の町税、個人、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額は49件、116万8,110円、うち個人町民税6万5,210円、固定資産税106万2,200円、軽自動車税4万700円と前年比333万699円減少しています。また、国民健康保険税の不納欠損金につきましては、昨年より42万3,699円増加し、112万9,399円となっております。これは、地方税制に基づき適正な理由で不納欠損処分されたものでありますが、金額の多少にかかわらず納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も、地方税法に基づき適正に執行していただきますよう、十分留意していただきますようお願いいたします。今後とも、町税に限らず各種債権の徴収に関しましても、引き続き各課連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望いたします。

次に、事務処理状況についてであります。

例月出納検査や定期監査でも都度指摘をしておりますので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。また、予算流用につきましても、財務規則に基づき適正に処理されており、その理由についても妥当でありました。

ただ、次の点について改善を検討していただきたいと思います。

1 番目に、令和 2 年度決算と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったにもかかわらず、予算の減額補正が行われずに過大な不用額があった事業の費目も多く見受けられました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業のしろいし応援団生活サポート事業や農業収入保険加入促進事業、事業者支援金、応援金などは、地域経済の活性化にも大きく寄与したと考えられます。これからも町民の生活不安を解消することを第一に考えた事業に取り組まれますよう、お願いいたします。

次に、各種団体への補助金についてであります。その団体の活動実態をよく把握されていない担当課もありました。また、精算し、残金を返還された団体と返還されない団体とがあるなど、公平な交付方法とするための統一的な基準を明確にしてほしいと思います。交付申請時に記載された活動計画が実施されているのか現地確認するなど活動実態を正確に把握し、補助金の交付事務の適正化に努めるよう要望いたします。

次に、歌垣公園研修施設など維持管理費用対効果が現れていないような老朽化施設については、早急に廃止の措置を講ずるよう検討していただきたいと思います。

続きまして、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、2 億 5,735 万 1,114 円の黒字決算となりました。しかしながら、コロナ禍による住民健診の受診率の低下はまだ回復の見込みがないと思われます。感染症対策に万全を期した健康の在り方を検討するとともに、コロナ禍においても町民自ら自身の健康管理に留意されるよう周知徹底を望みます。

次に、下水道会計については、高齢者世帯の増加などの理由により接続率が伸び悩んでいる地区もあります。事業管理を見据えながら一層の接続率向上へ取り組むための予算も検討するとともに、施設の老朽化と人口減少を踏まえながら処理施設の集約など、早急に検討をお願いいたします。

結びになります。自主財源に乏しい本町は交付税に大きく依存しておりますが、昨年度より地方交付税総額が 4 億 7,988 万円の増収となりました。これは、国の補正予算による地方負担の増加に伴う一時的な措置であり、結果として一時的に経常収支比率が改善しました。なお、地方交付税は合併優遇措置が令和元年度で終了し、令和 2 年度から一本算定となっているため、一層の行財政改革に努めていく必要があります。

また、近年の借入金の増加に伴う公債費の償還の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴う修繕費等の増加も見込まれ、これからは厳しい財政運営となっていくものと認識しております。白石町行政経営プランに記載されているとおり、着実に歳入増加の策の検討を行い、本町の特性に合わせた投資の在り方、事務事業の見直しの具現化を早急に行うよう要望いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と令和 3 年度の豪雨災害により、多くの町民の方が疲弊しており、まずもって町民の生活不安の解消につながるよう経済対策を優先的に取り組んでいただきたいと思います。そして、時代に対応した住民サービスのデジタル化につきましては、周辺市町に後れることなく取り組んでいただき、職員の負担軽減にもつなげてほしいと思います。

なお、3 町合併時に設定された職員数 255 名という目標は達成されておりますが、

以前に比べ業務内容が多種多様化しており、職員の負担も大きくなっていくものと思われますので、時代に合わせた組織改編と定員管理の見直しも必要であると考えます。

最後になりますが、アフターコロナを見据えた観光施策にも鋭意取り組んでいただき、本町の将来を見据えた事業や定住対策については投資を惜しむことなく取り組んでいただきたいと思います。「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指して持続可能なまちづくりを展開されるよう切望いたしまして、監査報告とさせていただきます。

以上で終わります。

日程第4、5

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第9号「令和3年度決算認定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第5、報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第9、10の内容説明)

○坂本博樹企画財政課長

報告第9号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1 ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。

真ん中に表を記載しております。区分欄の令和3年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となります。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「－」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては10.0%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%です。なお、令和2年度の実質公債費比率も10.0%でした。

将来負担比率につきましては「－」となっております。早期健全化の基準は350%です。なお、令和2年度の将来負担比率は4.3%でした。前年度から減となり「－」となっておりますが、これは、町債等の将来負担額に対し、基金等の充当可能財源等が上回ることによるものです。

次のページをお開きください。

公営企業会計に係る資金不足比率でございます。

真ん中の表を御覧ください。表の中程(4)資金不足額において、下水道事業会計はマイナス5億6,159万8,000円、資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下※印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足比率

は算定されないため、「－」で表示しており、黒字という事でございます。

去る8月22日に、監査委員に対し算定の内容等について審査を求めました。

いずれも特に指摘すべき事項はないという事で御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。2ページ目をお開きください。令和3年7月1日から令和4年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

月ごとの利用状況となっております。

続きまして、5ページ目をお願いします。

令和3年度の事業報告でございますが、毎月の定例役員会や経営改善検討委員会を開催され、令和3年度は特に新型コロナウイルス感染症対策、集客対策の検討も行い、顧客サービスの充実を図るためのコース整備等も実施しながら、健全な運営に努められ、来場者数の確保に結びつけられております。

8月には長雨により10日間の休場を余儀なくされ、集客にも大きく影響されたところですが、年間来場者は69名の減少と軽微に収められたところです。

15ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

一番下の損益計算書における当期純損失が589万7,416円となっており、令和3年度は赤字に転換しております。

理由については、令和3年度管理運営収支決算書の内容にて御説明いたします。

17ページをお願いします。

令和3年度管理運営収支決算書（キャッシュフロー）を御説明いたします。

収入の部の上側に1万4,097人とありますが、これは前年（2年度）の利用者数でございます。昨年は2,531人の大幅な利用者の増加となりましたが、その横に1万4,028人とありますが、令和3年度の利用者数でございます。8月の長雨により10日間の休場された影響から、前年度より69名の微減となっております。

前年度から今年度は以前に比べ来場者も増加しており、この理由といたしましては、コロナウイルスの感染拡大により各種レジャーが制限される中、比較的ソーシャルディスタンスが取りやすく、屋外の密になりにくい環境下でプレーすることのできる、ゴルフ人気が高まっていることが主な要因と思われます。

収入の部が事業収入で5,443万4,707円、前年度の決算より18万7,370円の減、事業外収入で710万6,861円、前年度の決算より14万3,422円の減となっております。

収入合計で6,154万1,568円でございます。

支出の部では、支出合計6,329万4,891円、前年度の決算より667万7,729円の増となっております。

主な要因としまして、利用者の増加や施設の老朽化による現場管理業務の増加に伴い、正規職員化や増員を行ったことにより給与手当が562万262円、前年度より増加していること。

また、コース整備を行うための、3連リールモア（乗用芝刈り機）236万円、バン

カーレーキ220万円の購入や、乗用中古カート4台、81万4,000円の購入が主な要因でございます。

新型コロナウイルス感染症対策の消耗品などの臨時的な支出はあるものの、全体的には、経費の節減に努められております。

その下の収支差額①－②、収入合計から支出合計を差し引いた額は、175万3,323円のマイナスとなっております。

今回の定時株主総会は新型コロナウイルス感染症の拡大により、書面決議となりましたが、令和3年度の決算及び令和4年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、今後、施設等の老朽化に係る修理等の負担増が課題となり、樂觀できない経営状況が続くと思われまます。

グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレイヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、併せて、新型コロナウイルス感染症対策も講じながら、社員も一層努力されるものと考えております。

集客対策といたしましては、各種の割引や優待サービス等を行い、各種コンペの計画や若い世代への呼びかけを行いながら、町内外からの集客を一層図っていくこととされています。

また、平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も新型コロナウイルス感染症の影響は比較的、軽微に抑えられ、令和2年度3,175人、令和3年度2,959人と普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

以上、報告第10号についての説明を終わります。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

9時54分 休憩

13時35分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

各議案とも質疑は3回までです。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第34号「白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第34号「白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第35号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第35号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第36号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第36号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第 9

○片渕栄二郎議長

日程第 9、議案第37号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

この条例に関しては締結をする方向で進むわけですが、今後の問題で、無償譲渡の契約に関して経費はかからないものか。それと、名称は分からないですけども、庁舎内にある設備、そこら辺の関係をどうするのか、今後。それと、譲渡するに当たっての条件をつけられるものかどうか、そこら辺を 3 項目、答弁をお願いします。

○千布一夫総務課長

溝上議員のほうから 3 つ御質問を受けましたが、無償譲渡に係る契約について経費がかかるのかということですが、通常の契約ということで、特段経費がかかるものではございません。

それから、譲渡した際に経費、例えば庁舎内での場所を借りた経費とかいろんなものを含めてのお話だと思いますが、今後、譲渡に伴いまして公設民営から民設民営になるということで、譲渡後、ケーブルテレビ事業を運営する上で、事業者が町のほうに支払う経費とか、逆に町が事業者のほうに対して支払う経費というか、細かく見ていくといろんな経費が発生してくることも予測されます。今後、譲渡年月日が令和 5 年 4 月 1 日ということで上げておりますが、その譲渡までに様々な事務的な手続、細かな事務手続を含めまして今後ケーブルワンと少しまだお話をしていく部分が残っておりますが、利用者のサービスの低下にならないようにケーブルワンのほうと協議を行っていきたいというふうに考えております。

もう一点が契約に関しての条件ということですが、これまで議員説明会のほうで御説明をしておりましたが、覚書、全部で10項目を上げておりますが、その中で、現在行っている基本サービスをそのまま続けてくださいよとか基本料金について譲渡後 5 年間はそのままに維持してくださいといった10項目の条件というか、そういうことでケーブルワンのほうと契約を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

契約に関してですが、普通の町単独とケーブルワンの単独、2 者の契約ということで、間に入ることはないわけですね。それともう一つは、最終契約、令和 5 年 4 月 1 日まで、契約を結ぶときに議員のほうに最終的な報告をしてからの契約だと思うんですけど、そこら辺は大丈夫ですかね。

○千布一夫総務課長

2点御質問がございましたが、まず町とケーブルワン、この2者による契約かという御質問でございますが、この2者による契約です。来年4月1日で譲渡を行うということで譲渡契約書を交わすわけでございますが、これは議案として上げることはありません。議員説明会のときに、機会になるかと思いますが、そのときに最終的な議員説明のほうを行いたいというふうに考えております。

契約を行うのは、今回9月議会で議決を受けましたならば、取りあえず仮契約というのを結びさせていただきたいと思っております。その後、仮契約を締結した後、総務省のほうに財産処分の手続という申請を行わなければなりません。この手続が、国の説明では約二、三箇月かかるというお話でございます。順調にいけば年明け1月ぐらいに国の処分手続を終えたら本契約という流れになるかと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第37号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第38号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

質疑に入ります。

質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

総括及び歳入関係、歳出関係について質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

予算書の16ページ、タブレットでは17ページになります。

3節の総合戦略課雑入に567万6,000円とありまして、これが説明では過年度分特定空家代執行費用納付金とあります。これが納付に至りました経緯につきまして、公表できる範囲で結構でございますので御説明をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

今回、過年度分特定空家代執行費用の納付金につきましては、3年度に未回収となった費用のこれは受皿として諸収入に予算計上させていただいているという状態でございます。

○吉岡正博議員

収入に予算計上で、収入があったということではなかったとですね。すみません、私の勘違いでした。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○友田香将雄議員

予算書13ページ、県支出金のとこの総務費県補助金のところで、K I Z U K I ・看板改修支援事業補助金ということで15万円あります。こちらの補助金の詳細を少し教えていただきたいというのと、あとこちらを元に町内様々な看板が今回整備をされるというふうに把握しております。そこで、整備をされるに当たって、優先度をどのようにされたのかなというのを少し教えていただきたいというのと、あと観光面についてもその看板差し替えを行うということで、こちらもあったと思います。その辺りについても、まず少し詳しく教えていただきたいというのが1点目です。

もう一点ですけれども、予算書40ページの委託料のところ、搬入口設置設計業務委託料70万円が補正予算としてあります。こちらは説明会ときに町内の有明東さんと西さんと福富小学校だったかな、あと有明中学校が今自校式ってなっているのですが、その中で有明中学校を除いた4校、そちらのほうを今回検討されるということで伺っているのですが、そちらのほうで、もう一度間違いないかの答弁をお願いします。

○坂本博樹企画財政課長

予算書の13ページ、県支出金の総務費県補助金のK I Z U K I ・看板支援事業補助金についてでございますけれども、今回、この事業については企画財政のほうで取りまとめをしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、令和6年に開催予定のS A G A 2024国スポ・全障スポが県内で開催をされるわけでございますけれども、県内には老朽化した看板が多く見られるということで、これは県の事業として4年度、5年度、2箇年事業にわたって、この老朽化した看板を改修あるいは撤去、そういったことをすることで、県の補助金というのが創設をされております。

今9月議会においては、計上できる部分について、補助の上限額は40万円でございますけれども、その2分の1が補助ということになりますので、計上させていただいております。

それで、優先順位というお話でございますけれども、一応全ての公共性のある看板については全て確認をして、その中で改修が必要なもの、それと撤去したほうがいいもの

の、そういったものを判断して計上いたしています、県のほう自体も全ての市町のそういった看板を確認されておりますので、県からの指摘があったもの、それと町として看板をどうするかというところでのことで、今回計上いたしております。

ただ、2箇年事業となっておりますので、まだ幾つか上げてない部分もございます。それと、町が管理している以外の、例えば公共性がある部分で、例えば自治会とかがされている部分についても補助の対象ということになっておりますので、これについては今後調査委員会とかそういったところで地域のほうに説明をして、必要であれば対応するというようなことになってまいります。

以上でございます。

○出雲 誠学校教育課長

予算書40ページの委託料でございますが、これは自校式の給食調理場への搬入口の設計委託になります。小学校再編も今後考えていかなくていけないというところで、なるべく費用をかけないようにというところで現地を確認したところです。それで、建物の改修等が今のところ必要じゃなかろうかと思っているのが、福富小学校と有明西小学校、そのほかについては、南小学については現調理上にそのまま運ぶと。東小学校については、今の搬入口は少し経費がかかりそうなので、別の口を見つけて、土木工事が若干必要になりますが、建物の改修等を行わないというようにところで考えております。その経費として70万円上げさせていただいています。

○吉村大樹商工観光課長

先ほど、友田議員さんのほうからK I Z U K I・看板改修事業の部分で御質問がございました。その中で、商工観光課担当の部分で御説明を申し上げます。

予算書31ページです。

観光費の中の看板改修、撤去工事費357万8,000円を計上しているところでございますが、県の事業を活用しまして、手を挙げる形で確認をしたところ、町で設置している観光案内看板について、経年劣化により看板色あせ、支柱の破損等が確認されたため、改修、撤去を計画しております。内容としましては、観光案内看板の改修として9箇所、そして枠だけの部分がございましたので、その枠、1箇所については撤去ということで考えております。総額357万8,000円となりますが、この分について地域ごとに御説明しますと、白石市域に7箇所ございました。改修が7箇所、撤去が1箇所でございます。有明地域にある観光看板について2箇所を計画しております。この分、357万8,000円のうちの2分の1が県の補助でございますので、財源内訳としては、県費178万9,000円、町費も同じく178万9,000円というふうになっております。

以上です。

○友田香将雄議員

まずこの看板事業のところにお聞きしたのが、今回かなり大がかりに整備の手を広げていただけるということで、ありがたいなというふうに思っているところでした。特に町内でも旧3町の教育委員会さんで設置されている看板とかがかなり老朽化して

いて見にくいという話もありまして、本町でも、例えば須古城も中心とした観光地としてやっていくってことも進められていますので、そのためにもぜひ積極的にお願いしたいということがあって、改めて確認でした。来年度も2箇年としてやっていかれるって話だったので、来年度としてもぜひ積極的にお願いしたいというふうに思っております。

もう一つ、センター、給食委託料のところ、先ほど有明西小学校さんと福富小学校さんのほうの2箇所を今回、設計委託料として予定されているってことだったんですけども、ちょっとかなり言いにくいところもあるのですが、今現在、今年の3月には一般質問ところでも今後の小学校の統合、再編のどこをどういう方針でやっていきますかってことで、まだ明確な回答をいただいていない状況です。議会だよりとしてこの間の6月議会の議会だより等の中でも、我々議会の中でも今後どうしていくかという議論をした中で、結局今後の方向性を早急に町としても決めてほしいということで訴えさせていただいたところであります。今回の委託料のところに關しても、結局そのあたりが関わってくることになっているので、あるというふうに思っています。結局その方向性が定まっていなくて、現状として定まっていなくてあるところがあるので、委託料として今後設計して工場を行われると思います。その工事のところに関してもどのぐらいの必要性があるかというのは、本来であれば、方向性が定まっているのであれば、よく吟味できたものであるにもかかわらず、やっぱ今現在として正式に公表されてないということで、議会としても多分この内容としてはこの方向で受けざるを得ないのかなというふうに私としても思っているところであります。いずれにしろ、私としてはお伝えしたいのが、今回設計委託料として出てくると、そこに対して工事が今後発生していくと、その工事した内容がどのぐらい必要性が高かったかどうかというのは、今後の、町が小学校の統合、再編をどういった話でやっていくかということと、そこを明確に今後示していく、早急に示していったほしいということを切にお願いしたいというのがありますし、そこを示していただかないと、結局この工事関係が適切なかどうかというのが分からないというのが正直なところでありますので、その辺りについてもお考えをお聞きしたいと思っております。

○出雲 誠学校教育課長

学校再編につきましては、審議会で審議をいただきまして、中学校は答申どおり今進めているところですが、小学校については令和8年、令和10年にそれぞれ再編に向けてというような答申をいただいております。6月の議会の折にも説明いたしました。小学校については答申をいただいてから2年ほど経過がしておりますが、その間に想定以上の人口の減少だとかというようなところ、それから特別支援学級が子どもたちの数は減るが特別支援学級は増えているというような状況、このようなところを考慮して、もう少し時間をいただいて検討を進めていきたいということでお話をしているところです。

それで、答申どおり、例えば令和8年に学校の再編が進んだとしても、それまでの間の給食の提供ということで、実は不安を思っていたところです。今の調理員の募集の状況を言いますと、今年度は2名減の状態でスタートしたと、例年途中で体調を

崩され辞められる方がいらっしゃるのですが、そういう補充も今年できない状況にあるというところで、今年もですが来年も給食の運営が非常に厳しくなるのではなかろうかというようなところで、これまでもセンター一本化、どのタイミングでしていくか、新しくできるセンターは2,000食の対応なのですが、これを全校いつ賄うかというところをずっと考えてきたんですが、やはりこのタイミングで行わないと給食の提供が難しくなるんじゃないかなろうかというところを考えると、今回令和6年の新センターの建設と併せて町内全部の学校に給食を提供するというところで考えておりますので、小学校再編、もう少しお時間いただきたいんですが、このことで、この改修の費用が必要になったとかということじゃなくて、学校再編等はちょっと置いて、給食の運営というところで非常に厳しいところを感じたもので、今回このような形にさせていただいていると。ただ、経費につきましては、なるべく経費がかからないようにというところで、現場を確認し、建築士ともお手伝いいただきながら確認をしてなるべく経費がかからない最善の方法をというところで考えているところです。

○友田香将雄議員

給食のところにしましては、かなり今人材の確保は厳しいということは私としても把握しておりますので、この方向については私としては何の異論もないかなというふうに思っていますし、必要とあればこういった対応も必要かなというふうに思っております。ただ、一つ気にしているのが、こういった形での予算計上をやっていくことは、町民の皆様もよくこのあたりを見られているということがあると思います。こういった対応をしていくってことが、結局今後の統合の、再編の流れに関わってくるというのは必ずあるというふうに考えておりますので、逆に言ったら、町民の皆様の関心度としては決して低くないというふうに考えております。そのことも考えても、早急な方向性を示すということは大事なことでありますし、我々議会としても何度もお話しして、出てきておりますように、結局これって実際関わってくる子育て世代の保護者様からすると、ライフプランの中のすごく重要なところに関わってくるんですね。そこを、実際この期間に子どもたちを通わせる保護者様からすると、早くこの方向性をどうにかしてほしいということは切に考えられているところでありますので、いずれのいろんな議論が行われているということ私としても承知してはいるんですけども、ここはしっかりと早急に、時間を取りたいというお気持ちはすごく私としては分かるんですけども、かなり町民の皆様も関心事としては高いことですから、早急な方向性を出してほしいというふうに思っております。

○出雲 誠学校教育課長

3月の議会の折に吉岡議員さんから質問がありまして、ちょっともう少しお時間いただきたいというような話をしたかと思っております。できれば、できればいいですか今年度中に計画案、まずその概要を作りまして、議員の皆様方にも説明をしたいと思っております。それで御理解いただければ、今年度中に地元説明会というような形に入りたいと思っておりますが、まだ皆さんにお知らせするところで、もう少し詰めたところございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

補正予算の説明書の5ページ、タブレットで7ページですけども、福富マイランド管理費の中でイベント広場側と多目的運動広場の浚渫工事ですけども、一般財源を使われていますけれども、この全部町でみるような感じになっていますが、どうなんですか。

○谷崎孝則生涯学習課長

福富マイランドの管理費と、マイランド公園のイベント広場東側の水路浚渫工事、そして多目的運動広場の東側の水路浚渫工事、この2件の工事の費用につきましては、内容はグラウンドの砂、土などが、その東側の水路に長い期間をかけて堆積をしていると、流れ込んで、100メートル程度堆積をしている状況でございます。それで、その、隣接するまた田畑などの排水にも支障を来しているという状況でございます。そういう状況でございますので、一応町のほうでしっかりここは対応させていただくということで考えておるところです。

以上です。

○西山清則議員

グラウンド内の砂が水路に流れ込んだということですけども、それはグラウンド内に側溝がありますけども、その側溝に砂が入らないような工夫をして、そしたら水路側に流れていかないと思いますので、側溝の周りを少し芝とか人工芝など工夫しながら、側溝に流れない工夫をしていただかないと、また何年か後にまた浚渫せんといかんような感じになると思いますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○谷崎孝則生涯学習課長

議員おっしゃるとおり、またこのままほっておけばまた同じようなことになっていくわけでございます。しっかりここは対応策を考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

同じく、説明資料の5ページですけども、LEDライトを使って明るくする事業の効果として、福富マイランド公園の街灯を整備し防犯に寄与し、安全な環境をつくるという効果がうたわれているんですけども、真っ昼間のように明るくなるわけではなく、街灯による明るさであればかえって人がわんさか来るわけではなくて、ぱらぱらと人が来て、夜、楽しむというくらいだったら、その程度の街灯ですから、街灯

はそんなもんじゃないかと思うんですけども、余計犯罪とか危険な、明るいとつまずいて転倒したりということはないとは思いますが、その他の犯罪についてはきちんと対応する必要があるんじゃないかと思いますが、何かやっぱり防犯カメラなりの設置が必要ではないかと思いますが、今回の予算では立てられていないという点について、そこら辺の防犯カメラと犯罪防止とLEDライトの関係の認識についてお伺いいたします。

○谷崎孝則生涯学習課長

議員申されるとおり、防犯面、訪れていただく方の安全面につきまして、その辺もしっかり私たち対策を考えていきたいと思えます。議員おっしゃられたような防犯カメラにつきましても検討していきたいと思えます。

○井崎好信議員

説明資料の3ページです。

米政策対策費の件につきましてお伺いをしたいというふうに思えます。

私も3月議会におきまして、この問題といいますか、白石町は農業従事者が高齢化をしている中、平均年齢がもう67歳ぐらいというようなことで、今後5年、10年としたときに、離農者が出てくるというようなことで、受け手がなくなるんじゃないかなろうかというふうなことから、やはりそういった集落なりあるいは法人で話をしながら、そういった担い手の不足の対策をしていかないかんじゃないでしょうかというような質問をしたところでございます。今回、六角の法人がこの営農ビジョンの策定というようなことで20万2,000円の計上がされております。いろいろとこれもこういった国の政策でそういった担い手がいなかったらもう耕作放棄地になるというようなことから、国の農業政策でこういった事業が出てきたことだろうと認識をしております。事業内容がいろいろ1から5番まであるわけでございます。今回の価格は、集落ビジョンの策定というようなことでございますが、今後、来年もとといいますか、補正でも上がってくるかとは思いますが、いろいろその事業を、1から5番までを、重複してといいますか、例えば1番と3番とか、2番と5番とか、そういった形で各集落への法人が取り込みできるのか、この中の一つなのか、その辺をお伺いしたいというふうに思えます。

○木須英喜農業振興課長

全員協議会の中で若干御説明をさせていただいております。この中で、井崎議員おっしゃられますとおり、事業の取り組み内容が様々な取り組みが認められております。まず、前提要件といたしまして集落ビジョン、こちらのほうをまずつくっていただきたいということが前提です。それに応じまして、うちの集落はこういうことをやりたい、こういうことをやりたいといろんな取り組みが出てくるかと思えます。そうした場合、この2番から5番にかけてまして、重複の申請は可能でございます。ですので、あくまでも要件としまして、ポイントのある程度高いポイントを取っていただきまして、その順位で採択を受けますから、それに採択できるようにいろんな取り組みを上

げていただければというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

まずこの政策ビジョンをまず立てるというふうな要件というようなことだったかと思います。重複も可能というふうなことだろうと思いますが、ポイント制で、ポイントの高い集落なり法人から優先的にというようなことだったかと思いますが、その予算をこちらのほうからの予算を請求して、国から予算が来るんじゃないくて、ある程度のポイントがあるところからの集落なり法人が申請をして、そして請求して採択になるというような形ですか。それだけ理解でよろしいですか。

○木須英喜農業振興課長

今年度も町内にあります集落営農法人等に要望ございませんかということである程度事業の説明をいたしまして、今回の一つの、六角のほうが手を挙げられていただいたというふうな経緯でございます。来年度以降もこの事業は続きますので、各法人でよくビジョン等も含めて考えていただいて、申請をしていただければ、町のほうを通じまして国のほうに要望をいたします。ただ、何回も申しますが、ポイントが高い順ということになっておりますので、採択できるかどうかの確約はできませんが、できるだけこの事業に取り組んでいただいて、法人の活性化につなげていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

予算事業内容説明資料の3ページ、先ほどの井崎議員と同じページ、タブレットで5ページをお願いします。

集落営農活性化プロジェクト促進事業の中の要件の確認をさせていただきたいんですが、事業内容の及び補助率、②の人材確保のための雇用、定額、上限100万と、第3目というふうに書かれておりますが、こういった条件の中で出されるものなのか、また例えば事務をする人がいないから事務員を雇います。その分の給料に当てますだとか、対象になる人が何人でもいいのかだとか、オペの給料に充てるとかでもいいのか、そういったところの内容をまず教えてください。

○木須英喜農業振興課長

この事業の内容の詳細については私もちょうと把握しかねているところもございますが、聞いているところによりますれば、事務局の事務員の手当とかは考えておりません。オペレーター、現場に出る作業員さんとかそういった方にぜひ若い労働者を担い手として受入れをしたいと、各法人もやっぱり人材がいない、いないというのがど

こも問題としてございますので、そういったものに充てていただければというふうに考えております。あと、何人でもいいかというところが、ちょっと私もそこは判断しかねます。一応、要件上は年に上限100万円ということでありますので、これが1人に対してなのかその法人に対してなのかが私、現在分かりませんので、後もって回答させていただきますてよろしいでしょうか。

○重富邦夫議員

後もって結構ですので、それと最大3年ということで、結局のところは3年間100万円が来たところで、その経営内容がその100万円、3年過ぎた後に100万円がなくてもいけますよというような体制を整えないといけないわけですよね、結局のところは。その対策なりなんなりを県あたりがこういうものを行ったほうがいいんじゃないですか、別の事業と組み合わせてこういうふうにしたほうがいいんじゃないですか、そしたら3年でこういう体制を取っていけば100万円ペイできますよというような指導なんかはできるような、県側は示しているんでしょうか。これも後もって結構ですけれども。

○木須英喜農業振興課長

今のところそういった話は県のほうから伺っておりません。こういった補助事業でよくある話ですけれども、国とか県はこういう事業を作りました、市町もぜひ参加してくださいということでおっしゃるんですが、その後その事業が3年なり5年で打ち切られると、そうしたらどうしても町のほうでその分をみなくちゃいけないとか、あとはその事業主体で頑張ってくださいとか、そういうふうな話になってまいります。非常に心苦しいところもあるんですが、ここについては法人も3年間で人材を確保したときにできるだけ収益を上げて、留保金を貯蓄していただくというふうな考えに従って、そこは経営ということで考えていただくのが本筋じゃないかなというふうには考えております。

○重富邦夫議員

では、県側の言われる中身次第ではございますけれども、ここに人材確保のための予算に手を挙げるところがあるのならば、3年後にはこういうふうに確立しとってくださいねというような、そういった経営プランみたいな指導をやっていただかなければ続きませんよというような指導が必要なのかなというふうに感じたものですから、そういったところを指導いただければなというふうには思います。

○木須英喜農業振興課長

議員おっしゃるとおりだと思います。そういったことで、この事業に取り組む場合の条件とし、集落ビジョンを策定するということがございます。その中で、やっぱりそういった3年後、5年後の経営状態もある程度やっぱり計画をちゃんと見通しを立てていただきたいなというふうなところは私も感じているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第38号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

○木須英喜農業振興課長

すみません、先ほど保留していた件でございますが、人材確保のための雇用で、上限年に100万円ということございました。これについては、法人に100万円ということらしいです。ですので、1人雇おうが3人雇おうが一緒ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

これより議案第38号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第39号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第39号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第40号「令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第40号「令和4年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日は決算認定関係の全員協議会です。

本日はこれにて散会します。

14時22分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月7日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 久 原 雅 紀